

行政事業レビューシート (環境省)						
予算事業名	公害健康被害補償給付支給事務費交付金		事業開始年度	昭和49年度		作成責任者
担当部局庁	総合環境政策局		担当課室	企画課保健業務室		森口 裕
会計区分	一般会計		上位政策	環境保健対策の推進		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第50条		関係する計画、通知等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金交付要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ること。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公害健康被害の補償等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により、都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市(公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第368号)による改正前の公害健康被害補償法施行令第3条に規定する市を含む。)の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付する。					
実施状況	平成21年度は46自治体に対して、公害健康被害補償給付支給事務費交付金1,158,493,000円を交付した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,210	1,210	1,172	1,177	-
	執行額	1,162	1,166	1,158		
	執行率	96%	96%	99%		
	総事業費(執行ベース)	2,380	2,341	2,179		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	年に1度、環境大臣あての実績報告(①交付金精算調書、②対象経費支出済額算出内訳書、③歳入、歳出決算書(又は見込)の抄本等)により用途を確認している。また、環境省職員による事務指導監査(各自治体に2~3年ごとに実施)により、用途の監査を実施している。				
	見直しの余地	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害による健康被害者の補償給付費を支給するために必要な事務の処理に要する費用の一部を交付することにより、公害による健康被害者に対する迅速かつ公正な保護を図っていく。また、事務指導監査により、適正な執行を指導していく。				
予算チームの監視・所見率						
補記						

環境省
1,158百万円

〔都道府県知事等が行う事務の処理に要する費用の1/2を交付する。〕



【交付金】

A. 自治体(46県市区)
1,158百万円

〔補償給付の支給、認定の更新等の事務費〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.公害健康被害補償給付支給事務費交付金(大阪市)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	電子計算処理委託、公害レセプト点検事務委託等	85			
総合調整事務費		37			
報酬	公害健康被害認定審査委員報酬 公害診療報酬審査委員会運営費等	8			
役務費	更新・見直し対象者通知、診療報酬支払通知書等	3			
需用費	消耗品	1			
その他	旅費、使用料及び賃借料等	1			
計		135	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)